

## 姫路市教育委員会会議録（令和6年5月）

○ 日 時 令和6年5月23日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第4号 専決処分の承認に関する議案について

議案第5号 令和7年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について

議案第6号 姫路市学校運営協議会委員の任命及び解任について

議案第7号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第2期）の策定について

議案第8号 姫路市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について

日程第4 報告

1 学校事故に係る示談解決方針及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、  
（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、  
森学校教育部長、砂山生涯学習部長、濱田総務課長、藤保教育企画室主幹、  
宮崎教育企画室主幹、角倉学校指導課長、田淵健康教育課長、  
福田幼保連携政策課長  
（書記）島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容

教育長

- 会議に入ります前に、傍聴される方々にお願いがございます。
- 教育委員会の会議の開催にあたりまして、傍聴規則を守っていただき、会議運営が円滑に行えるよう御協力をよろしくお願いいたします。それでは、会議に入ります。
- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日は、角谷委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、  
議案第7号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)の策定について  
議案第8号 姫路市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について  
が追加となっております。

教育長

- 議事に先立ちまして、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第4号は会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第6号及び議案第8号は会議規則第15条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、議案第7号及び報告事項の1は議事に報告する事項であるため、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。  
また、議案第4号、議案第7号及び報告事項の1の会議録につきましては、会

議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 4 号、議案第 6 号から第 8 号及び報告事項の 1 は非公開と決定します。  
また、議案第 4 号、議案第 7 号及び報告事項の 1 の会議録につきましては、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。  
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第 5 号 令和 7 年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第 5 号について説明)  
教科用図書(以下「教科書」)の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和 7 年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなっております。以上により、「令和 7 年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択方針」の決定についてお諮りいたします。  
教科書の採択方針として、5 項目挙げております。1 項目は「採択に関する基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校において使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を、12 点示しております。2 項目は「採択の権限」です。教科書の採択は姫路市教育委員会が行うことを明記しております。3 項目は「採択の方法」です。中学校及び義務教育学校後期課程において使用する検定済教科書、小・中・義務教育学校、特別支援学校において使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の採択方法について示しております。なお、一般図書とは、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒が、検定済教科書や文部科学省の著作権本を使用せず、各自の障害の状況に応じて使用する絵本等の図書のことです。4 項目は「採択の公正確保」です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底するために、「過大な宣伝行為等への対処」「検定申請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。5 項目は、「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択に努めることを示しています。  
今年度は、中学校の教科書の採択替えの年に当たりますので、現行の採択方針から大きく 2 点を変更しています。

1点目は、「1 採択に関する基本方針」の(7)です。「中学校及び義務教育学校後期課程において使用する文部科学省検定済教科書は、中学校用教科書目録（令和7年度使用）に登載されている教科書のうちから、教育委員会が姫路採択地区選定委員会（以下「選定委員会」）の調査報告等を参考の上、審議し採択する。」という文言に変更しております。これは、文部科学省の令和6年3月29日付「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」の通知を受けた変更です。

2点目は、「3 採択の方法」の(1)です。中学校及び義務教育学校後期課程の教科書の採択に関する手順を追加しております。採択の手順としましては、ア「教育委員会は、選定委員会を開催する。」、イ「選定委員会に教科書調査員会（以下「調査員会」）を置き、調査員会は教科書の調査研究を行う。」、ウ「調査員会は、教科書の種目ごとに調査研究を行い、その結果を取りまとめた資料を作成するとともに選定委員会に報告する。」、エ「選定委員会は、調査員会の報告内容を協議し、その結果をまとめた資料を作成するとともに、教育委員会に報告する。」となります。

本日の「令和7年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定後は、この採択方針を、各学校に送付します。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校は、「学校教育法附則9条による一般図書選定に関する申請書」を提出し、高等学校は「教科書選定に関する申請書」を提出します。また、7月の教育委員会までに「姫路採択地区選定委員会」を2回、各教科の調査員会を3回程度開催します。2回目の選定委員会で、調査員会からの調査結果を協議・検討いたします。教育委員の皆様には、時期をみて教科書の見本本をお渡しします。そして、7月23日の教育委員会におきまして、姫路採択地区選定委員会の報告及び学校からの申請を審議していただき、令和7年度に使用する教科書の採択をしていただくこととなります。

なお、採択結果、採択理由は9月1日以降にホームページで公開する予定でございます。それ以外の内容は、行政文書公開請求があれば公開する予定でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

調査員会における調査内容について、従前からの内容の適・不適や学んでほしい内容、分かりやすさといった点に加え、今回は近年の教科書のデジタル化を反映し、デジタル教科書での使い勝手や使用している先生や生徒の反応といった点も盛り込まれているのでしょうか。

(答)

調査員は各学校の管理職・各教科を日常的に指導している教員がメンバーとなります。まずは内容の適切性という点で協議をしますが、教員の使い勝手等も含めて調査をすることとなります。

(問)

デジタルの部分についての、適切性等の確認も行うのでしょうか。

- (答) 教科書の2次元コードからリンクする内容については、既に検定の際にその内容も検定されているので、一つひとつ点検することはありません。
- (問) 最終的に採択するときの基準は、従来どおりとの認識でよいでしょうか。
- (答) 基本的には、昨年度小学校の教科用図書を採択していただいたときと同じような基準で採択をいただくこととなります。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第5号 令和7年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について 原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [ 挙 手 ]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。  
・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、6月20日木曜日の午後1時00分に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月20日木曜日の午後1時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、6月20日木曜日の午後1時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局等から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) ○ (学校指導課長 議案第4号について委員からの質問に対する回答訂正)

(事務局)

- (総務課長から案内)
- ・ 学校園視察について

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 2 時 48 分)